岩手県地域防災計画(原子力災害対策編) 新旧対照表 (案)

目 次

第 1	章	総則	
第	5	節	災害の想定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			害予防計画 防災知識普及計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			書応急対策計画 防災訓練計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			防災訓練計画

頁	現計画			修 正 案				
4-1-4	第5節 災害の想定			第5節 災害の想定				
	第1 [略]			第1 [略]				
	第2 隣接県に立	Z地する原子力事	業所	第2 隣接	県に立地	する原子	力事業所	
	○ 隣接県に立地する原子力事業所は、次のと おりである。			○ 隣接県に立地する原子力事業所は、次のと おりである。				
	事業者名	事業所名	所 在 地	事業者	事業所	所 在	PAZ	<u>UPZ</u>
				名	名	地	<u> </u>	<u> </u>
	東北電力(株)	東通原子力発	青森県下北郡	東北電	東通原	青森県	東通村	東通
		電所	東通村	力(株)	子力発	下北郡		村、む
					電所	東通村		つ市、
								<u>横浜</u>
								町、六
								<u>ケ所</u>
								村、野
								辺地町
		女川原子力発	宮城県牡鹿郡		女川原	宮城県	<u>女川</u>	<u>女川</u>
		電所	女川町及び石		子力発	牡鹿郡	町、石	町、石
			巻市		電所	女川町	巻市	<u>巻市、</u>
						及び石		<u>登米</u>
						巻市		市、東
								松島
								市、涌
								<u>谷町、</u>
								<u>美里</u>
								<u>町、南</u> 三陸町
	日本原燃(株)	原子燃料サイ	青森県上北郡	日本原	原子燃	青森県		<u>一陸町</u> 六ケ所
		クル施設等	カケ所村		料サイ	上北郡	_	<u>ハク別</u> <u>村</u>
		・ウラン濃縮	7 7 121713	WW (DK)	クル施	ナルが		11
		工場			設等	村		
		- 一			・ウラ	.1.1		
		・低レベル放			ン濃縮			
		射性廃棄物埋			工場			
		設センター			· 再処			
		・高レベル放			理工場			
		射性廃棄物貯			・低レ			
		蔵管理センタ			ベル放			
		_			射性廃			
					棄物埋			
					設セン			
					ター			
					高レ			
					ベル放			

		射性廃		
		※1 PAZ: Precautinary Action Zone		
		原子力施設から概ね半径5km圏内(発電		
	用原子炉の場合)。			
		放射性物質が放出される前の段階から予		
<u>防的に避難等を行う。</u>				
		<u>※ 2 U P Z : Urgent Protective action</u>		
		planning Zone		
		の放出前の段階において、住民の屋内退避		
		を実施。		
		・ 放射性物質の放出後、原子力災害対策本		
		部が緊急時モニタリングの結果に基づき		
		空間放射線量率が一定値以上となる区域		
		を特定し、同本部長(総理大臣)の指示を		
		受け一時移転等を実施。		
修正	○ 所要の修正			
理由				

原 了 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 /	以害対策編 第2章 災害予防計画 現 計 画	修 正 案		
4-2-1	第1節 防災知識普及計画	第1節 防災知識普及計画		
4 2 1	第1 基本方針	第1 基本方針		
	○ 『『『』 ○ また、避難時等の男女のニーズの違い等男女	○ LMG」 ○ また、被災時の性別によるニーズの違い等、		
	双方の視点にも配慮する。			
	<u> </u>	男女双方及び性的マイノリティ (LGBT 等) の視点		
	 第2 防災知識の普及	<u>にも配慮する。</u> 第2 防災知識の普及		
	第2	1、2 [略]		
	3 住民等に対する防災知識の普及	3 住民等に対する防災知識の普及		
	○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置	○ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置		
	いて実施する。	いて実施する。		
	ア〜エ [略]	ア〜エ [略]		
	オ 原子力事業所の概要及び施設・設備に関する	オ原子力事業所の概要及び施設・設備に関する		
	知識	知識(各原子力事業所におけるPAZ及びU		
	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	PZを含む市町村の名称を含む)		
	カ 平常時における心得	カ 平常時における心得		
	① [略]	① [略]		
		② 原子力事業所のPAZ及びUPZ圏内の地		
		域を訪問する予定がある場合は、あらかじめ		
		当該市町村の避難計画を確認する。		
		③ 原子力事業所のUPZを含む市町村と生活		
		<u>圏や経済圏を共有している場合は、あらかじ</u>		
		め当該市町村の避難計画を確認する。		
	② [略]	<u>④</u> [略]		
	<u>③</u> [略]	<u>⑤</u> [略]		
	<u>④</u> [略]	<u>⑥</u> [略]		
	<u>⑤</u> [略]	<u>⑦</u> [略]		
	<u>⑥</u> [略]	<u>⑧</u> [略]		
	キ 災害時における心得、避難誘導	キ 災害時における心得、避難誘導		
		① 所在(居住又は滞在)する自治体等から災害		
		情報や避難情報を収集する。		
		② 所在(居住又は滞在)する自治体による防災		
		対策に従う。		
修正	○ 所要の修正			
理由				

原子力災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現 計 画	修 正 案		
4-2-3	第2節 防災訓練計画	第2節 防災訓練計画		
	第1 [略]	第1 [略]		
	第2 実施要領	第2 実施要領		
	1 実施方法	1 実施方法		
	○ [略]	○ [略]		
	○ 防災訓練は、図上訓練又は <u>実地</u> 訓練により実	○ 防災訓練は、図上訓練又は <u>実動</u> 訓練により実		
	施し、具体的な災害想定に基づくより実践的	施し、具体的な災害想定に基づくより実践的		
	な内容とするよう努めるとともに、訓練結果	な内容とするよう努めるとともに、訓練結果		
	の事後評価を通して課題を明らかにし、その	の事後評価を通して課題を明らかにし、その		
	改善に努める。	改善に努める。		
修正	○ 表記の適正化			
理由				

原子力災害対策編 第3章 災害応急対策計画

頁	現。	十 画	修	E 案	
4-3-13	第4節 住民等への情報	報提供・広報広聴計画	第4節 住民等への情報提供・広報広聴計画		
	第1、2 [略]		第1、2 [略]		
	第3 広報広聴		第3 広報広聴 1 実施機関(責任者)		
	1 実施機関(責任者)				
	実施機関	広報広聴活動の内容	実施機関	広報広聴活動の内容	
	[略]	[略]	[略]	[略]	
	東北電力(株)岩手支	[略]	東北電力(株)岩手支	[略]	
	店		店		
			東北電力ネットワー		
			ク(株)岩手支社		
	[略]	[略]	[略]	[略]	
修正	○ 所要の修正		•		
理由					